

1. 事業概要

事業名	県単独港湾海岸環境整備事業		
港湾（海岸）名	清水港	箇所名	静岡市日の出町
工種	緑地整備工		

2. 整備目的

隣接する商業施設、海岸保全施設と一体となった緑地整備により、心地よい空間を創出する。
--

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象地域の状況	重要港湾以上の港湾。	AA
	環境の向上	環境との調和・向上や良好な景観の確保に寄与する。	AA
II. 事業の重要性	関連計画等	関連する計画が社会的に与える影響が大きい。	A
	その他関連事項	関連する事項が特にない。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	施工時期、施工位置等、補助事業等の他事業と大きな関連がある。	A
	安心・安全の確保	現状では利用者の安心・安全はおおむね確保されているが、より向上させることができる。 ・施設の機能向上、高質化	A
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期（1～2箇年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	新規箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	協働事業の実施等、地元が該当事業に対し積極的に取り組んでいる。（商業施設の整備）	A
	用地取得の状況	要求箇所の用地取得済み、もしくは要求箇所の地権者の同意を得ている。	B

1. 事業概要

事業名	県単独港湾海岸環境整備事業		
港湾（海岸）名	御前崎港	箇所名	御前崎市港
工種	艇庫整備工		

2. 整備目的

<ul style="list-style-type: none"> ・マリンパーク御前崎では、一般社団法人御前崎スマイルプロジェクトが主体となって、日ごろからサーフィンやウインドサーフィンといった海洋教育に取り組んでいる他、海洋スポーツ体験イベントが開催されている。 ・また、地元の池新田高校では、令和3年度からスポーツコースが新設され、ウインドサーフィンとスタンドアップパドルボードの実習を行っている。 ・用具保管庫を整備し海洋スポーツの利用促進を図る。
--

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象地域の状況	事業箇所付近の海岸利用客数が50千人以上。もしくは重要港湾以上の港湾。	AA
	環境の向上	環境との調和・向上や良好な景観の確保に寄与する。	AA
II. 事業の重要性	関連計画等	関連する計画等が特にない。	C
	その他関連事項	関連する事項が特にない。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	施工時期は特に関わらないが、補助事業等の他事業と関連がある。	B
	安心・安全の確保	現状では利用者の安心・安全はおおむね確保されているが、より向上させることができる。 ・施設の機能向上、高質化	A
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期（1～2箇年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	新規箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	協働事業の実施等、地元が該当事業に対し積極的に取り組んでいる。（海洋教育利用）	A
	用地取得の状況	用地取得の必要性なし。	A

1. 事業概要

事業名	県単独港湾海岸環境整備事業		
港湾（海岸）名	御前崎港	箇所名	御前崎市 港
工種	環境整備工		

2. 整備目的

当該公園（女岩緑地）は、御前崎市グランドゴルフ協会（ポートサポーター）が使用しており、市内外からの参加がある大規模な大会が行われている。
 グランドゴルフ場内は、ポートサポーター制度に基づき協会が除草や清掃活動を行い良好な状態を保っているが、臨港道路とグランドゴルフ場の間の水路付近が樹林化し、樹木にクスがまわり景観を大きく損ねている。
 協会はポートサポーターとして、グランドゴルフ場内の除草を実施しているが、水路部は対象外である。（水路は深さ2mに及び足元が不安定なため、会員による樹木の選定や伐採などの作業は危険）
 このため、樹木の伐採・剪定、除草を行った上で、シールコンクリートを施工し、雑木や雑草の生育を防ぎ、良好な景観を整備する。

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象地域の状況	重要港湾以上の港湾。	AA
	環境の向上	環境との調和・向上や良好な景観の確保に寄与する。	AA
II. 事業の重要性	関連計画等	関連する計画等が特にない。	C
	その他関連事項	関連する事項が特にない。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	補助事業等の他事業と特に関連がない。	C
	安心・安全の確保	機能向上（安全な施設利用）	AA
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期（1～2箇年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	新規箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	ポートサポーター活動の実施。	A
	用地取得の状況	用地取得の必要なし。	A

1. 事業概要

事業名	県単独港湾海岸環境整備事業		
港湾（海岸）名	榛原港	箇所名	牧之原市 静波
工種	便所整備工		

2. 整備目的

<ul style="list-style-type: none"> ・静波海岸の2箇所のトイレは、建築から30年以上が経過し施設が老朽化している。 ・汲み取り式のため、虫が発生する等の衛生や快適性が劣る。 ・台風等の荒天時には、トイレの中に砂や海水が流入し、施設が破損。その都度、大規模な修繕と長期的なトイレの使用中断が発生している。 ・パラサーフィンの大会が開催されるなど、障がい者利用がなされているが多目的トイレが整備されていない。（令和元年に市が整備した静波海岸マリンスポーツステーションでは多目的トイレが整備された。） ・以上より、トイレの改修を実施する。
--

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象地域の状況	事業箇所付近の海岸利用客数が50千人以上。	AA
	環境の向上	環境との調和・向上や良好な景観の確保に寄与する。（利用環境の向上）	AA
II. 事業の重要性	関連計画等	関連する計画等が特にない。	C
	その他関連事項	関連する事項が特にない。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	補助事業等の他事業と特に関連がない。	C
	安心・安全の確保	機能向上（安全な施設利用）	AA
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	トイレ1棟ずつの整備となり、短期（1～2箇年）で1棟が完成するため早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	新規箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	市でサーフィンの誘致を実施。サーフィン大会の実施。	A
	用地取得の状況	用地取得の必要なし。	A

1. 事業概要

事業名	県単独港湾施設改良事業		
港湾名	伊東港	箇所名	伊東市港内地内
工種	船揚場改良（宮町船揚場）		

2. 整備目的

当船揚場は、伊東港川奈地区で唯一の上架場（ピット）があり、川奈地区に所属する船舶の維持管理や修理に有効に使用されているが、ピット前面の係留船舶との距離が近い大型の船舶が上架できず、また、1カ所しかないため、修理等が重なった時に他港に行かなければならないなどの支障がある。このため、当船揚場を改良し、1カ所上架場を整備するものである。

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象施設の利用状況	主要な係留施設として常時利用されている。	AA
	港湾機能に与える影響		
II. 事業の重要性	関連計画での位置付け	計画の位置付けはないが、単独でも効果を発揮する。	C
	対象施設の延命化	現状の機能を維持することができる。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	単独事業であるが、重要と判断される。	AA
	安心・安全の確保	所要の安全が確保されている。	C
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	当該年度で事業完了が見込める。	A
V. 事業の熟度	地元の取組	協議会等による組織的な活動はないが、地元と合意形成が図られている。	B
	施設の多目的化	所要の機能が発揮される。	C

1. 事業概要

事業名	緊急自然災害防止対策事業		
港湾（海岸）名	清水港海岸	箇所名	静岡市清水区新興津
工種	突堤改良		

2. 整備目的

<ul style="list-style-type: none"> ・清水港海岸新興津地区にある突堤は、海岸の浸食を防ぎ背後の住宅地や国道を保全するために設置された海岸保全施設であるが、最近の激甚化・頻発化する台風や高波浪による施設の破堤を防止し、海岸浸食の防止を図るため、突堤を整備（改良）する。 ・最近の激甚化・頻発化する台風による高波浪や高潮の影響により、砂浜の侵食が進行しており、面的防護機能が低下しているため、早急に突堤の整備（改良）を実施し、浜幅等の防護機能を確保し、背後地への浸水被害を防止する。
--

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象地域の状況	重要港湾以上の港湾。	AA
	環境の向上	環境との調和・向上や良好な景観の確保に特に寄与する。自然の再生	AA
II. 事業の重要性	関連計画等	関連する計画等が1つある。	B
	その他関連事項	関連する事項等が1つある。	B
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	補助事業等の他事業と特に関連がない。	C
	安心・安全の確保	現状では利用者の安心・安全は概ね確保されているが、より向上させることができる。	A
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期（1～2箇年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	新規箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	協議会等は設置していないが、地元と合意形成が図られている。	B
	用地取得の状況	用地取得済み、または用地取得の同意を全て得ている、もしくは用地取得の必要性なし。	A

1. 事業概要

事業名	緊急自然災害防止対策事業		
港湾名	清水港	箇所名	袖師地区
工種	袖師北護岸改良工 L=80m		

2. 整備目的

台風時の波浪による災害の発生を未然に予防するとともに災害の拡大を防止するため、護岸の改良を行う。この護岸には民間の棧橋が併設されているほか、背後地は石油タンク等の危険物取扱施設が立ち並ぶ区域となっているが、これまでの高波浪等によりエプロンの沈下や陥没が確認されており、災害時における護岸本来の防護機能を確保することが困難であることから、本事業により改良する。

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象施設の利用状況	貨物船、旅客船、水揚等の主要な施設として常時利用されている（地域産業、経済活動の基盤施設となっている）	AA
	港湾機能に与える影響		
II. 事業の重要性	関連計画での位置付け	計画に位置付けられており、地域振興や活性化に寄与する。	B
	対象施設の延命化	耐用年数を超えた施設について、延命化の効果が期待できる。	B
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	単独事業であるが、重要と判断される。	C
	安心・安全の確保	事故や被災等の履歴がある。	A
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期（1～2箇年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	新規事業箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	協議会等による組織的活動はないが、地元と合意形成が図られている。	B
	施設の多目的化	所要の機能が発揮される。	C

1. 事業概要

事業名	緊急自然災害防止対策事業		
港湾名	御前崎港	箇所名	下岬地区
工種	護岸改良 L=113m		

2. 整備目的

<p>台風時の波浪による災害の発生を未然に予防するとともに災害の拡大を防止するため、突堤及び護岸の改良を行う。突堤背後の人工海浜は海水浴場となっているほか、マリンパーク御前崎を活動のフィールドとしている小学生の環境学習の場として利用されていることから施設の被災防止及び減災のため越波対策として上部工改良及び消波工の嵩上を実施する。</p>

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象施設の利用状況		
	港湾機能に与える影響	常時の港内静穏度を確保し荷役の円滑化、港内施設の保全及び背後地の保全及び利用の向上を図る。	AA
II. 事業の重要性	関連計画での位置付け	計画に位置付けられており、地域振興や活性化に寄与する。	B
	対象施設の延命化	現状の機能を維持することができる。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	単独事業であるが、重要と判断される。	C
	安心・安全の確保	事故や被災等の履歴がある。	A
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	中期（3～5箇年）で事業が完成し、整備中でも部分的ではあるが事業効果が発揮できる。	B
	事業進捗の状況	新規事業箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	協議会等による組織的活動はないが、地元と合意形成が図られている。	B
	施設の多目的化	関連する事項があり、整備効果が発揮される。	B

1. 事業概要

事業名	緊急自然災害防止対策事業		
港湾名	御前崎港	箇所名	地頭方地区
工種	浮消波堤改良 L=234m		

2. 整備目的

台風等の波浪による係留船舶や背後施設への被害及び浮消波堤本体への被害を未然に予防するとともに災害の拡大を防止するため、浮消波堤の整備(改良)を行う。マリナ浮消波堤は風浪を抑制するために整備したものであるが、近年甚大化する台風等の波浪による係留船舶や背後の駐車場や船揚げ場を防護する目的で改良を実施する。

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象施設の利用状況		
	港湾機能に与える影響	常時の港内静穏度を確保し荷役の円滑化、港内施設の保全及び背後地の保全及び利用の向上を図る。	AA
II. 事業の重要性	関連計画での位置付け	計画に位置付けられており、地域振興や活性化に寄与する。	B
	対象施設の延命化	現状の機能を維持することができる。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	単独事業であるが、重要と判断される。	C
	安心・安全の確保	事故等の履歴はないが、対象施設の技術基準に適していない。	B
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期（1～2箇年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	新規事業箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	協議会等による組織的活動はないが、地元と合意形成が図られている。	B
	施設の多目的化	所要の機能が発揮される。	C

1. 事業概要

事業名	緊急自然災害防止対策事業		
港湾名	手石港	箇所名	湊地区
工種	浮消波堤改良 L=234m		

2. 整備目的

<p>陸閘の建設から約23年が経過し、各種部材の老朽化が著しく、陸閘の開閉作業に支障が生じている。また、越波による機器への浸水による不具合も発生していることから早期に対応し、背後地の漁業利用者等の安全性を確保することが求められているため陸閘改良を行う。</p>
--

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象施設の利用状況		
	港湾機能に与える影響	通常荒天波浪時の港内静穏度を確保し荷役の円滑化、港内施設の保全及び背後地の保全及び利用の向上を図る。	A
II. 事業の重要性	関連計画での位置付け	計画に位置付けられており、地域振興や活性化に寄与する。	B
	対象施設の延命化	現状の機能を維持することができる。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	単独事業であるが、重要と判断される。	C
	安心・安全の確保	事故等の履歴はないが、対象施設の技術基準に適していない。	B
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期（1～2箇年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	新規事業箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	協議会等による組織的活動はないが、地元と合意形成が図られている。	B
	施設の多目的化	所要の機能が発揮される。	C

1. 事業概要

事業名	緊急自然災害防止対策事業		
港湾名	相良港	箇所名	相良地区
工種	防波堤改良 L=257m		

2. 整備目的

台風等の波浪による背後施設への被害の発生を未然に予防するとともに災害の拡大を防止するため、防波堤の整備(改良)を行う。近年大型化、頻発化の傾向にある台風等自然災害による牧之原市管理の緑地公園や係留船舶の被災を防止するため、越波対策として防波堤の改良を実施する。

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象施設の利用状況	対象施設が低利用である。	B
	港湾機能に与える影響		
II. 事業の重要性	関連計画での位置付け	計画の位置づけはないが、単独でも効果を発揮する。	C
	対象施設の延命化	現状の機能を維持することができる。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	単独事業であるが、重要と判断される。	C
	安心・安全の確保	事故等の履歴はないが、対象施設の技術基準に適していない。	B
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期（1～2箇年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	新規事業箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	地元での取組みは特にないが、特定の利用者から整備要請がある。	C
	施設の多目的化	所要の機能が発揮される。	C

1. 事業概要

事業名	緊急自然災害防止対策事業		
港湾名	浜名港	箇所名	新居地区
工種	護岸改良 L=50m		

2. 整備目的

台風等の波浪による背後の道路や住宅への被害の発生を未然に予防するとともに災害の拡大を防止するため、護岸の整備(改良)を行う。本施設は護岸背面の裏込め土が流出し、護岸天端の沈下や背後の道路に大きな亀裂が生じ、通行に支障をきたしている状況であり、このままでは護岸や道路が損壊し、通行ができなくなるほか周囲の住宅まで被害を招く恐れがある。道路を管理する市からも早急に施設の機能回復を図るよう対応を求められていることから、護岸の改良を実施する。

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象施設の利用状況	貨物船、旅客船、水揚等の主要な施設として常時利用されている（地域産業・経済活動の基盤施設となっている）	AA
	港湾機能に与える影響		
II. 事業の重要性	関連計画での位置付け	計画に位置付けられており、地域振興や活性化に寄与する。	B
	対象施設の延命化	現状の機能を維持することができる。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	施工時期、施工位置等、補助事業等の他事業と大きな関連がある。	A
	安心・安全の確保	事故等の履歴はないが、対象施設の技術基準に適していない。	B
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期（1～2箇年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	新規事業箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	協議会等による組織的活動はないが、地元と合意形成が図られている。	B
	施設の多目的化	所要の機能が発揮される。	C

1. 事業概要

事業名	緊急自然災害防止対策事業		
港湾名	浜名港	箇所名	舞阪地区
工種	護岸改良 L=60m		

2. 整備目的

台風等の波浪による背後施設への被害の発生を未然に予防するとともに災害の拡大を防止するため、護岸の整備(改良)を行う。本施設においては、上部工に土砂の吸出しが要因と考えられる顕著な亀裂や沈下が発生している。背後地には民宿や研修センターなどがあり、護岸の損壊に伴い、施設等に被害が生じる恐れがあることから地元住民からも早急に施設の機能回復を図るよう対応を求められていることから、護岸の改良を実施する。

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象施設の利用状況	旅客船（プレジャーボート）の係留施設として利用されている。（地域産業・経済活動の基盤施設の向上が図られる）	A
	港湾機能に与える影響		
II. 事業の重要性	関連計画での位置付け	複数の計画に位置付けられており、地域振興や活性化に多大に寄与する。	A
	対象施設の延命化	現状の機能を維持することができる。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	単独事業であるが、重要と判断される。	C
	安心・安全の確保	事故等の履歴はないが、対象施設の技術基準に適していない。	B
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期（1～2箇年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	新規事業箇所	C
V. 事業の熟度	地元の取組	協議会等による組織的活動はないが、地元と合意形成が図られている。	B
	施設の多目的化	所要の機能が発揮される。	C

1. 事業概要

事業名	県土強靱化対策事業		
港湾名	清水港	箇所名	静岡市清水区日の出町地先
工種	浚渫工		

2. 整備目的

本箇所（設計水深-7.5m）は、平成28年に実施した清水港湾の水深調査結果と第3管区海上保安本部からの水路通報、岸壁利用者からの要望から水深不足と判断された。しかし、例年優先度の高い他箇所を浚渫しており、予算の関係で実施できずにいた。本箇所は、タグボートの利用頻度が高いため、本事業で要望することで、より迅速に入出港の安全確保が期待される。

3. 評価項目

評価項目	評価指標		評価
	細目	判定根拠	
I. 事業の必要性	対象施設の利用状況	タグボートの施設として利用されている。（地域産業・経済活動の基盤施設の向上が図られる）	A
	港湾機能に与える影響		
II. 事業の重要性	関連計画での位置付け	計画に位置付けられており、地域振興や活性化に寄与する。	B
	対象施設の延命化	現状の機能を維持することができる。	C
III. 事業の緊急性	関連事業の有無	単独事業であるが、重要と判断される。	C
	安心・安全の確保	事故との履歴はないが、対象施設の要件を満たしていない。	B
IV. 事業の効率性	事業効果の発揮	短期（1年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A
	事業進捗の状況	当該年度で事業完了が見込める。	A
V. 事業の熟度	地元の取組	協議会等による組織的活動はないが、地元と合意形成が図られている。	B
	施設の多目的化	関連する事項があり、整備効果が発揮される。	B